

○新見市縁結びサポーター設置要綱

平成28年2月22日

告示第11号

(設置)

第1条 この告示は、晩婚化及び未婚化対策を図ることを目的に市民の結婚支援に繋がる活動を行う新見市縁結びサポーター（以下「サポーター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 サポーターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 独身男女の出会いの機会創出に繋がる活動
- (2) 独身男女の交際から結婚に至るまでの支援活動
- (3) その他結婚支援に繋がる活動

(登録)

第3条 サポーターの登録を受けようとする者は、別に定める新見市縁結びサポーター登録申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった者のうち、次条の登録要件に該当する者をサポーターとして登録する。

(登録要件)

第4条 サポーターとして登録する者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 団体等の場合は、宗教団体又は政治活動団体でないこと。
- (2) ボランティアとして活動できること。

(登録の取消し)

第5条 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 前条の要件を満たさなくなると認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により登録された者と認められるとき。
- (3) 地位又は活動上知り得た情報を利用し、結婚支援以外の活動を行ったと認められるとき。
- (4) 新見市暴力団排除条例（平成23年新見市条例第32号）第2条第3号に規定する暴力団員等であると認められるとき。
- (5) 本人から登録取消の申出があったとき。
- (6) その他、サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。

(支援等)

第6条 市長は、サポーターに対し、次に掲げる支援等を行うものとする。

- (1) 活動に繋がる情報の提供
- (2) 活動に必要な知識等を習得する機会の提供
- (3) その他、活動に有益と認められる事項

(守秘義務)

第7条 サポーターは、活動上知り得た情報を適切に管理し、むやみに第三者に漏らして

はならない。登録を取り消した後も同様とする。

(禁止事項)

第8条 サポーターは、活動に対する対価を何人にも請求してはならない。

(その他)

第9条 この告示で定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第35号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日告示第58号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。